

総発第363号  
令和7年3月5日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子  
(公印省略)

### 定期監査結果に対する措置等について

令和7年1月27日付け監発第84号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

### 記

#### 市民課

#### 《注意事項》

#### 【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書が複数あった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### 【確認した契約書】

- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び統合端末保守業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借（R6.4.1～R7.2.28）
- ・住民基本台帳ネットワークシステムハードウェア保守業務委託（R6.4.1～R7.2.28）
- ・住民基本台帳ネットワークシステム統合端末賃貸借（R6.4.1～R7.2.28）
- ・街区表示板整備事業事務委託（R6.9.13～R6.11.8）

#### ■措置内容

指摘を受け、次回の当該契約書の作成のベースとなる文書データの引用条項に修正を行い、チェック体制の強化を図る。

## まちづくり推進課

### 《注意事項》

#### 【支出事務】

○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの

業務委託料の支払について、契約書で請求書を受領した日から 30 日以内に支払うと定められていたが、相手方から連絡が来るまで未払に気付かず、請求日から 6 か月を超えて支払った。このことにより、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条の規定による遅延利息 1,500 円（年 2.5%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応した。

請求書を受領した際に、支出命令ではなく、誤って支出負担行為を再起票したことが原因である。相手方の信頼を損なうことのないよう伝票処理を適切に行い、適宜、予算執行状況を確認して、支払期限内に支払うよう事務を改善すること。

#### 【対象の案件】 2 款 1 項 10 目 コミュニティセンター管理運営事業

件 名 ①消防設備保守点検業務委託料（総合）（業務実施日 R5. 7. 21）  
②防火対象物点検業務委託料（業務実施日 R5. 7. 21）

請求年月日 令和 5 年 8 月 2 日

請求金額 ①70,400 円 ②73,700 円

支払日 令和 6 年 2 月 6 日（請求から 6 か月と 4 日後）

遅延利息 ①700 円 ②800 円

契 約 ①酒田市琢成学区コミュニティ防災センター消防設備保守点検業務委託【長期継続契約】（委託料の支払）第 3 条第 3 項  
②酒田市琢成学区コミュニティ防災センター防火対象物点検業務委託【長期継続契約】（委託料の支払）第 3 条第 3 項

#### ■措置内容

事案発生後、速やかにマニュアルの再確認を行い、課内で周知共有するとともに注意喚起をした。起票する伝票の種類について注意し、支出負担行為に対し、支出命令がなされているか定期的にチェックすることで、適正な処理に努める。

## 環境衛生課

### 《指摘事項》

#### 【収入事務】

○口座振替による収納手続が適正に行われず、過大徴収した墓地管理料の還付が遅延したもの

墓地管理料は、酒田市霊園設置管理条例第 12 条により当該年度分を毎年 4 月末日までに納付することとされている。

「やすらぎ霊園」墓地管理料について、事前に振替口座の変更の届出をしていたが、変更前と変更後の双方の口座から振替処理（R6. 4. 30 振替）が行われた。令和 6 年 5 月中旬に相手方から二重に振替されているとの連絡を受け、過大徴収分を歳入還付（還付日 R6. 8. 30、還付額 2, 280 円）している。

口座変更に伴う口座情報のデータ処理を適切に行わなかったことにより二重振替となったが、5 月に相手方から連絡を受けた後に、適切な事務処理が行われず、3 か月後の令和 6 年 8 月 30 日に還付となった。

墓地管理料の口座振替事務は、前年度定期監査においても口座振替遅延により指摘事項として文書で市長に報告している。昨年度に引き続き、相手方の信頼を損なうような事態を重く受け止め、課内の執行体制や事務処理の方法を見直し、条例にのっとり適正に処理できるよう改善すること。

#### ■措置内容

口座振替データ作成の手順の確認が不十分だったため、二重振替が発生したことを踏まえ、前任者に再度処理手順を確認し、適正なデータ作成を図るとともに、引き続き、作成したデータを複数職員でチェックする。

今後は、二重振替の防止や還付についても、未処理事務のリスト化や事務処理のスケジュールを課内で共有し、声掛けなども行い、処理漏れ（遅れ）の防止に努める。

#### 【支出事務】

○支出負担行為として整理する時期から 3 か月以上遅延したもの

○委託料の支払が、履行完了後 4 か月を超えて遅延しているもの

○契約の履行確認が適切ではないもの

契約件名：川南やすらぎ霊園清掃等管理業務委託

契約期間：R6. 4. 1～R7. 3. 31

委託料：(1) 巡視及び清掃等に関する業務……（単価契約）

通常の時期 1, 018 円/日

春の彼岸、お盆、秋の彼岸 2, 037 円/日

墓碑建立時及び納骨時立会 1, 018 円/回

(2) 植栽管理に関する業務 391, 700 円/年

(3) 除草に関する業務 333, 300 円/年

・委託料の支出負担行為として整理する時期は、酒田市財務規則第 36 条別表第 1 で「契約を締結するとき」と規定されているが、上記 (3) 除草に関する業務 333,300 円の支出負担行為は起票されていなかった（本監査後起票済）。

・業務委託契約書 第 3 条（委託料の支払）では、「委託料(1)については、1 か月毎の各業務回数に頭書の単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。委託料 (2) (3) については、別紙支払計画書のとおり支払うものとする。」と規定されているが、書類審査日時点（R6. 11. 18）で支払計画書どおりの支払が確認できない委託料が複数あった。業務完了報告書等の確認を行っていないため、請求書の未達に伴う催促なども行っていなかった。

【未払となっていた委託料】（R6. 12. 5 支払済）

- ① 樹木管理業務 5/26 実施分 21,700 円（履行日より 6 か月超）
- ② 芝生管理業務 9/ 1 実施分 55,900 円（ " 3 か月超）
- ③ 除草業務 5/26 実施分 49,700 円（ " 6 か月超）  
7/28 実施分 248,300 円（ " 4 か月超）

・本契約に係る業務完了報告書等はいずれも写真付きで相手方から提出されているが、文書收受及び課内回覧が確認できなかつた（R6. 11. 25 回覧済）。

適宜、予算執行状況により支出負担行為の起票漏れ、支払漏れがないか確認するとともに、適正な事務処理を行うよう改善すること。

■措置内容

支出負担行為の不備について、本管理業務契約は、(1)から(3)までの業務を 1 通の契約書で締結したものであり、(2) 植栽管理に関する業務の中に (3) 除草に関する業務が内包されていると誤認し、支出負担行為が遅れてしまったもの。

業務の内容を再度確認し、次年度において契約書を作成する際は、契約内容の整理に努め、酒田市財務規則に沿って適正な時期に支出負担行為を起票する。

委託先である管理組合より受領した業務完了報告書等の文書收受を怠っていたため、担当者への事務処理の意識付け及び課内上司等からの声掛けにより受領後に速やかに收受・確認を行うことを徹底する。

今後は、酒田市文書管理規程に基づき、適切に文書を管理する。

また、委託料の支払い・契約の履行に関し、川南やすらぎ霊園各委託業務に係る報告書及び請求書の收受、支払い状況は、チェックシートにより、複数の職員で確認する。

《注意事項》

【事務事業】

○事務手続が適正ではなく、不経済な支出があったもの

墓参タクシーは年 3 回（8 月、9 月、3 月）運行を実施している。その運行事業者を決めるため、市内事業者から単価契約の見積りを徴し、最低見積価格を提示した A 事

業者と契約することを決定し、相手方に契約決定通知を送付した。契約伺の決裁終了後、公印承認を受けて契約書を取り交す準備をしていたが、契約書の送付を失念した。

1 回目の運行日 (R6. 8. 13) に A 事業者と昨年度契約していた B 事業者のタクシーが発着場所に待機していたところ、担当職員は、車両を誤認して B 事業者のタクシーに乗り込み、そのまま出発してしまった。A 事業者からの連絡で誤りに気付いたが、すでに B 事業者のタクシーで出発していたため、A 事業者による運行はキャンセルとなり、キャンセル料 4,980 円を支払った。

単価契約をする意図で見積りを徴していることから、本来は、酒田市契約規則第 2 条及び第 33 条により、契約書を作成し、契約決定通知を送付してから 5 日以内に契約を締結しなければならなかった。相手方の信頼を損なうような事態とキャンセル料が発生したことを重く受け止め、今後は、適正に処理できるよう改善すること。

#### ■措置内容

請負先となる運行事業者を取り違えるミスを起こしたことについては、両事業者に謝罪を行った。

契約伺いについては廃案の手続きを行い、令和 6 年度は、10 万円以下の案件であったことから、酒田市契約規則第 2 条第 2 項第 4 号を適用し、「単価契約を除き契約書の作成を省略することができる」との規定に基づき、契約書の作成を省略し、事後の事業を実施した。

今後、事務を進めるにあたっては、請負事業者との綿密な打ち合わせや双方の認識確認を徹底し、丁寧な事業執行に努める。

#### 【支出事務】

##### ○支払期限が守られなかったもの

正当な請求書を受理後の支払時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により「定めをしていない場合、15 日以内」とされているが、請求書を受理してから 2 か月を超えて支払ったものが複数あった。これは、需用費の予算不足により流用手続きを行ったが、その後の支払処理を失念し、相手方からの未入金連絡を受けて支払処理を行ったことによる。

相手方の信頼を損なうことのないよう支払処理を適切に行うこと。

#### ■措置内容

流用の手続きの状況について随時確認し、流用確定を必ず確認していく。

請求書については、流用手続き中であることが分かるように、専用のファイルに保存し、係内で認識できるようにする。

また、請求書の処理状況の確認を怠らないように未処理の請求書を専用のファイルに保存し、速やかに支出処理を実施していく。

## 【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

## 【確認した契約書】

- ・八間山旧埋立地松くい虫被害木伐採作業（R6. 5. 20～R6. 7. 31）
- ・八間山旧埋立地草刈り、消毒作業（R6. 5. 20～R6. 7. 31）
- ・酒田市斎場自動ドア保守点検業務委託（R6. 4. 1～R9. 3. 31）

## ■措置内容

引用条項変更後の契約書様式を確認し、次回の契約手続きにおいて適切に対応する。また、契約の相手方が契約書を作成する場合は、引用条項に誤りのないよう指導の徹底に努める。